第２回北区男女共同参画審議会議事録

日　　時：平成１９年３月２２日（木）午前１０時００分～午後０時０９分
場　　所：北とぴあ　男女共同参画センター多目的室ＡＢ

１　開　　会

２　審　　議
　（１）新年度事業案について

３　事務局より報告

４　閉　　会

出　席　者　　鶴田副会長　　相楽委員　　宇野委員　　根木委員　　佐藤委員
　　池田委員　　山口委員　　眞庭委員　　荒木委員　　神戸委員
　　木村委員　　照井委員　　田草川委員　伊藤委員　　今城委員
　　田中男女共同参画推進課長

審 議

〇田中課長

おはようございます。お待たせいたしました。定刻になりましたので、開催をさせていただきたいと思います。

本日は年度末の大変お忙しい中、ご出席くださいましてまことにありがとうございます。これより、第２回北区男女共同参画審議会を開会いたします。議事に入ります前に、本日の出席状況についてご報告をいたします。

本日ただいま１３名ご出席されております。２名つきましては、本日、伊藤委員と田草川委員ですが、遅参してみえるということになっておりますので、本日最終的には１５名の出席ということで開催をいたします。男女共同参画条例施行規則第５条第２項に定める定足数に達しておりますので、ご報告申し上げます。

なお、井上会長、武石委員、山田委員、磯委員、伊与部委員につきましては、本日ご欠席のご連絡をいただいております。また、本日の議事進行につきましては、井上会長がご欠席でございますので、鶴田副会長にお願いをいたしたいと思っております。

それから、まことに恐れ入りますが、本日、正確な議事録を作成する関係で、ご発言をされる場合には必ずマイクをお使いいただきたいと思いますので、よろしくお願いいたしたいと思います。

ではここで、前回ご欠席でいらっしゃいました委員の方をご紹介をさせていただきたいと思います。宇野委員、よろしいでしょうか。

〇宇野委員

宇野でございます。よろしくお願いします。

〇田中課長

ご紹介は以上でございます。これからの議事進行につきましては、鶴田副会長によろしくお願いしたいと思います。

〇鶴田副会長

それでは、前回ご欠席の方もいらっしゃいましたので、この審議会の原則に当たります公開について、委員のご了解を得たいと思います。条例施行規則の第５条の５号ですが、審議会は公開するということが原則になっております。ただし、場合によっては非公開のこともあり得るのですが、今回の会議は公開ということで進めていきたいと思います。ご異議ありませんでしょうか。

（異議なし）

〇鶴田副会長

よろしいですか。では、公開ということで進めさせていただきます。

では、どなたか傍聴者がいらしたらお入りください。

（傍聴者入場）

○鶴田副会長

それでは、議題に入りたいと思います。

議題に書いてあります（１）に入ります前に、前審議会から約４ヶ月以上経ってしまいましたので、前回どういう議論があったかということを少し復習させていただいて、それについて区の方でどういう対応を考えられたか、それを少しレクチャーしていただいてから、（１）の話に入りたいと思っております。

それから、次第の「３、事務局より報告」のところですが、これだけですと議事内容がわからないので、次回からもう少し詳しい議事を書いていただいた方がよろしいのではないかと事務局に申し上げてありますので、そのことを踏まえて、まず復習に入りたいと思います。

では、事務局よりよろしくお願いします。

○田中課長

では資料に基づいてご説明いたしますので、恐縮ですが座らせていただきます。

今、次第につきましてのご意見をいただきまして、そちらにつきましては、次回からそのように改めさせていただきたいと思います。

それでは、本日は資料をご説明する前に配付資料のご確認をさせていただきたいと思います。

資料１といたしまして、本日の座席表をご配付しております。

それから資料２といたしまして、平成１９年度北区アゼリアプラン新規・拡充事業案一覧をお配りしております。

それから資料３といたしまして、平成１９年度北区アゼリアプラン事業案一覧です。

それから、資料４といたしまして、男女共同参画苦情解決委員会委員名簿をご配付しております。

それから、資料５といたしましては、男女雇用機会均等法改正のポイントをお配りしております。

それから資料６といたしまして、東京都男女平等参画審議会の答申の概要でございます。これは実はホームページの方からのコピーですが、参考にお配りしております。

それから「スペースゆう」の４月の月間スケジュールということで、来月の予定なんでございますが、これも資料７としてお配りしてございます。

あとそれから資料ナンバーは振ってございませんが、「ゆうレポート」の最新号、Ｎｏ．９号をご配付しています。

それからネットワークの方の会報でございまして、「扉を開いて」を１部ずつご配付しております。

なお、机上においてございます北区アゼリアプランの冊子につきましては、恐縮でございますが閲覧用ということで、内容につきましてはごらんいただいた上、最後に席上に残していっていただければと思ってございます。

ということでございますが、不足等ございますでしょうか。よろしいでしょうか。

（は　い）

○田中課長

では、ご説明に入りたいと思います。まず前回の審議会でいただきましたご意見等につきましてでございますが、前回の議事につきましては、アゼリアプランの事業実績報告につきましてのご意見をいただいております。それにつきましては、主に事業実績報告に基づいてご意見をいただいたんですが、まずその主なご意見をご紹介いたしますと、ＤＶについての相談件数が増加している。相談体制の充実と解決までの連携を十分にとっていただきたいというご意見。それから職業教育キャラバンについて、女性の進出が少ない分野で活躍する女性の話を聞くだけではなく、従来、女性の職場と言われている男性の進出が少ない分野で活躍する、男性の話を聞く機会を設けたらどうかというご意見。それから企業の啓発の中で、事業主と労働者間での話し合いの機会を区が設定をできないかというようなご意見をいただいています。

それから報告書の様式についてのご意見といたしましては、報告された各事業は、実際にどの程度、男女共同参画に資する事業なのか、把握をしていく必要があるのではないかということでございます。

それから重点事業や集中して取り組んでいる事業を表示すべきである。あわせて数値目標や達成度等についても評価すべきではないかというようなご意見をいただきました。さらにポイントを絞り、全体を把握しやすいような概要版をつくるなど、所管課からの報告書の取り方についても考えていくべきというようなご意見もいただいております。

以上のような方向で進めておりまして、その後、区といたしましては、１８年度の、いろいろな事業実績報告を、年度が改まると、またいただくことになるわけでございますが、それにつきまして、様式の変更、前回お示ししたような、１８年度の事業実績、それから１９年度の実績状況、それから２０年度以降の方向性についてということで、３年後の計画等がわかるような形でのまとめ方をしていく。その上でさらに１８年度の事業実績をいただくときには、男女共同参画の視点をどれほど取り入れることができたかと。これにつきましては、どういう方法でいただくのがいいのか。例えば○とか◎とかというような形でいただくとかというような、一定の仕切りをつくった上で、１８年度の報告をいただくというのも、考え方としてはできるのではないかというふうに思っております。

それから、「スペースゆう」で行っている事業等については、適宜、審議会の方にもお示しいただけないかというようなご意見もいただいておりましたので、先ほど資料の中でもご配付しておりましたが、４月の月間スケジュールというのを参考に今回お渡ししてございますが、それは事務上作成している様式でございますが、１カ月分の予定につきまして前の月にまとめているというものがございますので、よろしければこれを月１回、委員の皆様にお送りをして、なおかつ具体的にチラシ等があるものにつきましては、あわせて皆様のお手元の方にお送りするというような形で、今後は図っていこうということも考えてございます。

前回のまとめといたしましては、以上のような方向でございます。
それでは引き続きまして、資料の２と３につきましてご説明をしたいと思います。

○鶴田副会長
ここで中断させていただいていいですか。皆さんのご意見伺った方がいいかと思います。
結局、前回はどういうふうに男女共同参画の事業が進んだかという意見がたくさん挙がって、分厚い報告書を見たのですが、よくわからないというところから審議が発したと思います。それで、結局アゼリアプランというのは、これを見るとすべてが網羅されています。
今、田中課長にも言ったのですが、これを見ると北区の予算が全部これに当たっています。結果的には北区の予算が男女共同参画事業に全部当たっていると言ってもいいくらい、すべて網羅されているわけです。アゼリアプラン、つまり男女共同参画がすべてのところにかかわっているわけだからそうなるのですが、そのように実施し報告していただいたから、では男女共同参画が進んだとは言えないですよね。だからどのように報告してもらうかということが、皆さんの方から前回出たのだと思います。
それで、私が今中断させていただいたのは、対応が１年おくれると、不都合があるかと思います。だから１８年度にできる、これくらいは報告をしてもらうときにやってもらえないかということを、皆さんで意見をいただいて、進めた方がいいかと思ったので、何かいいアイデアないでしょうか。
前回、下案が出たのですけれども、きょう皆さんお持ちでないですよね。前回お配りして、こういうプランで行きますということを事務局の側から出されてはいるのですけれども、前回のままだと今までどおりの形で上がってきます。
例えば、これを見ると平成１５年度に栄養士のいない小学校へ栄養士を派遣し、体験型食育やりましたと書いています。それもなるほどそうなのですが、それが男女共同参画を推進したかといえば、どうなのかな、というふうに思いますね。そこを少し改善できないかなというように思うのですけれども、何かいいアイデアはないでしょうか。

○佐藤委員
アイデアでないとだめですよね。アイデアというほどではないのですけれども、今回の新しい事業を見ましても、皆、継続とか拡充とかそういった言葉になってしまっているのですね。男女共同参画の視点を入れたかどうかという聞き方で、それに対して、先ほどありました○とか◎とか、そういった回答にはなっていないので、もう少しわかりやすいことで聞いていただいて、それを紙面にしていただければいいのではないかなというふうに思います。そうでないと、すべてのものが入ってしまって、逆に焦点がぼけてしまうような気がします。

○鶴田副会長
例えば男女共同参画を推進した事業で、どういうのをやりましたかというふうに聞

くとかでしょうか。

○佐藤委員

男女共同参画の視点を入れていたかどうかというような聞き方をする。

多分ほとんどそういう感覚がなしに、ともかくすべてのことが当てはまるからというような出し方のように感じましたので。

○田中課長

先ほどご説明のときに申し上げましたけれども、繰り返しになりますが、１８年度の事業実績報告につきましては、５月ないし６月ぐらいに取る予定で準備を進めていますが、そのときに、男女共同参画の視点をどれだけ取り入れられたか、実際にその事業を行った課の主観的な意見になってしまうのですけれども、それを例えば◎、○、△みたいな形で表示をするというような形でとるというのも１つの方法かというふうには考えてはいるのですが、またそれがどのぐらいの、それぞれの実際に事業を行ったところの主観的なものですから、実際に標準的なスケールみたいなものまではなかなか定めにくいのかというところがありますので、では、何と何を比較するとどうなるかというところになると、若干難しい面もあるかもしれませんが、ただ表示をするかしないかということについては大きな違いにはなるのではないかというふうには考えています。

○根木委員

今年度のまとめに多分間に合わないとは思うのですが、最終的にわかりやすくするというのは、できるだけ数値化することだと思います。ただ今回はもともとの数字になっているものがなくて、結果だけ比較するデータを出してほしいというのは、多分難しいと思うのですが、主観的にやったかやらないかというものではなくて、そこの事業の中で、具体的にはどういう視点で男女共同参画の事業というか、考え方はこういうふうな考え方なんだというものがまずあって、それについてできた、できないというふうになっていないと、確かにこのアゼリアプランも網羅されているので、区の事業が全部ここに、どこかのかかわりがあるものに多分リンクすると思うんですね。

そうすると、報告の内容で、その内容はこのアゼリアプランの中でいうと、ここの部分だというのは多分、整合性がとれると思うので、ここの部分の中の、なおかつこういう視点を取り入れてやりましたということを意識してちょっと書いていただくということが、少しつけ加えられるといいんじゃないかと思いますけれども。単純に事業の内容で、できた、できないだと、多分今までと同じになってしまうと思います。

○鶴田副会長

それは可能ですか。

○田中課長

もともと、先ほど副会長からもありましたけれども、このアゼリアプランに載って

いる事業というのは、ほぼ区の事業ほとんどですので、区の事業はすべて、男女共同参画の視点でやっているものであるというような位置づけにはなってしまうのですが、さらに、この中に体系図というものがございまして、この体系図の中から最終的には１つ１つの事業にまで落ちているというつくりをしておりますので、逆にその事業の方から施策の方向あるいは目標という形で上にたどっていけば、それぞれの事業がどういう視点でやっているものなのかというのは、逆に示すことができるのですが、ただ、それを実際に事業を行っている課としては、正直、意識をしないという部分がかなりあると思うんですね。ですから、私どもとしましては、改めてそこを意識をしていただくということが１つの使命といいますか、今後の進め方ではないかというふうに考えています。

○鶴田副会長

少し時間がないのですが、でもここは重要なので、どうぞ何かありましたらご発言ください。

○眞庭委員

今ご説明いただいたとおり、今までは多分、各課とも男女共同参画については、本当に意識が薄かったのだと思います。この条例が制定されてから、ですから今年度からですかね、正確に言いますと、そうしましたら、ぜひ各課が意識を本当に深めて進めていただきたいなと思いますので、今、田中課長が説明されたとおりに進めていただければと思います。

私も今までさまざまな事業の、例えば食育に関した事業など、いろいろイベントがありましたよね、そういうときには参加しまして、そういう視点では見ておりますが、まだまだそこまでは行ってないかなんて思いました。ですから、ぜひ今年度からということをお願いしたいと思います。

それから、今、卒業式、入学式の時期ですよね。私も中学校の卒業式にこの前出ましたし、あしたは小学校にも出たいと思うんですが、混合名簿の件なども意識して見てきたいなと思っております。中学校はできておりませんでした。以上です。

○相楽委員

相楽ですけれども、やはり今、副会長からのいろいろな提案があって、やはり前回のところで、かなりそこも大きなテーマになっていたので、それぞれの委員の皆さんから、大事なご意見も出していただいたかなと思います。私もなかなか全体にかかわることの中から貫くという、例えば今、眞庭委員の方からは、子どもたちのところの問題でお話がありましたけれども、例えば介護にかかわるところなんかでもこんな問題があったんですよね。

いろいろな助成制度がありますけれども、在宅の方の場合、床屋さんの利用ができるというふうなことになったけれども、では美容室はどうだろうかというような形で、女性がやはりふだん使っているところについても、その１つの制度の中にきちんと盛り込んでいってほしいというようなことなんかがあって、そういうことも今、理容も

美容もというふうな形での制度が、助成制度ができているというふうに思うのですけれども、そんなふうな形でやはり具体的に目に見えた男女共同参画の視点が、どんなふうにあらわれてきているのかということを、できるだけやはり見やすくしていくということは、とても私も大切なことだなというふうに思います。

ですから、やはり基本はこの審議会の中で、いろいろと、なかなか全部はできませんので、新年度、この条例ができた中で、今年、どこのところを重点的に取り組んでいったらいいのかというふうなことも、いろいろと検討しながら、そんなところを今年、それから来年というふうに、１つは積み上げていくということが大事なのかなと思っています。なかなか、今こういうふうにすればいいというのがなかなかあれなんですけれども、今、皆さんのそれぞれ出されたことを、よく形に、どういうふうにしていったらいいのかと、これはいろいろなやはり工夫が必要だと思うんですけれども、私もぜひそんなふうな形で、なるべくわかりやすくしていただくというふうな努力を、お互いにできたらなというふうに思っています。ありがとうございます。

○鶴田副会長

では、この件は事務局の方でもう少し、報告書を１８年度このような形で上げてもらい、まとめていただいて、皆さんにその時点でお流しするという形でよろしいですか。

○佐藤委員

少し忘れているところもあるんですけれども、課題というか、できなかった点というのも書いていただけるようになっていたんでしたでしょうか。

○鶴田副会長

なかったのではないでしょうか。

○佐藤委員

では、ぜひ、どうしてできなかったか、課題という部分を書いていただけるとありがたいなと思います。

○鶴田副会長

事業の中で、シニア体力測定が何名参加したと書かれているけれども、そこに、年代の人が女性と男性でどういうふうに違ったのかとか、少し書き方を工夫すると、もう少しジェンダー統計というか、見えるようになりそうなので、もう少し工夫していただいて、可能な限りで、本格的には多分こういう調査の仕方の専門家がいらっしゃるので、その方から聞くということもあり得ると思うけれども、当座１８年度はもう少し工夫していただいたものを私たちにお示ししていただいて、それで皆さんで何かご意見があれば、また伝えるという形で、ということでよろしいですか。

（異議なし）

○鶴田副会長

では、きょうの本題の議題の（１）番の２番目になりますけれども、資料の２と３についてのご説明に入らせていただきます。事務局からよろしくお願いします。

○田中課長

それでは資料のご説明をさせていただきます。資料の２と３を主にご説明いたしますが、３につきましては、事業すべてを一覧としてお示ししてございます。その中から拡充並びに新規としたものについて抜き書きをしたものが資料２という形になってございます。資料２の方につきましては、具体的に事業名だけではなく、事業内容についてもお示しをしてございます。なお、新規のものにつきましては、わかる範囲で事業費についてもお示しをしてございます。ただ、この事業費につきましては総事業費の表示になっているものがほとんどでございますので、この１つの事業の中で幾つかに分かれているものであっても、そのすべての事業の事業費を表示しているものとお考えいただければと思っております。

それでは中身のご説明に入らせていただきます。まず目標Ⅰ「男女平等の意識をつくる」のプラン２でございます。家庭・地域における男女平等の推進でございますが、施策ナンバーの３といたしまして、家庭・地域・職場などへの啓発となっております。事業名、拡充と新規がそれぞれ１件ずつございまして、男女共同参画週間中における事業といたしまして、従来、男女共同参画週間を周知するためのポスターやチラシにつきましては、職員が手刷りで行っておりましたが、今年度につきましてはカラー印刷等の、あるいは大きなポスターをつくるというような形での予算を使って行っていこうということでございます。

それから、条例の１周年記念の講演会、６月の同じく参画週間中に予定をしてございます。こちらにつきましては、また後ほど報告事項の中でもご説明をいたしますが、６月２８日の参画期間中に行うという予定で現在進めているところでございます。こちらにつきましての事業費はお示しのとおりでございます。

続きまして目標Ⅱ「人権の尊重と男女の健康を支援する」、プラン３でございますが、あらゆる暴力の根絶、こちらにつきましては、施策ナンバーの５といたしまして、男女共同参画の啓発や条例の周知を目的とするために冊子を印刷するということでございまして、こちらにつきましては、拡充ということでございます。

それから、続きましてプラン５、生涯を通じた健康支援といたしましては、施策の１２番、妊娠・出産に関する支援といたしまして、２つの拡充が掲げられてございます。それぞれ内容的には母子保健事業の実施ということでございまして、妊産婦の健康診査、並びに新生児の訪問指導ということで、それぞれお示しのような拡充を計画してございます。

それから続きまして１３番の健康の保持・増進でございますが、こちらにつきましては、同じく拡充ということで健康教育教材を充実していくということでございます。

１４番、主体的な健康づくりの支援といたしましては２つありまして、それぞれ肺がん予防対策事業の実施といたしまして、区内の全中学校への禁煙教育の実施、たば

こサヨナラ相談室ということで専門医を配置していくということを計画してございます。それから転倒予防事業の実施といたしまして、筋力のアップの体操教室を１５カ所を１６カ所にふやしていくということでございます。

２ページにまいりまして、目標Ⅲでございます。「仕事と生活を支援する」、プラン６、ともに支えあう子育て支援といたしましては、施策１５といたしまして、子育て支援サービスの充実を掲げてございます。この中で子育て応援団事業が新規でございます。こちらにつきましては、そちらの方にお示しのとおりですが、妊娠時のサポートから３歳児の図書館デビューまで、継続をして細やかに見守っていくということでございまして、事業費といたしましてはお示しのとおりでございます。

それから児童手当の支給事業といたしましては、０、１、２歳の第１子、第２子につきまして、従来５，０００円であったものを１万円に拡充をするということでございます。

それから施策１６でございます。地域の子育て・子育ち支援といたしまして、２つの拡充を掲げてございます。子ども家庭支援センター事業の推進といたしましては、先駆型の子ども家庭支援センターとして、児童虐待相談体制の充実、それから教育ボランティアの活動推進事業といたしましては、従来の事業に加えまして、学校支援ボランティアモデルの事業を実施をしていくというものでございます。これにつきましては、地域の人材が教育ボランティアとして、学校支援をしていくような形をとっていくものでございます。それは新規としてさらに加えていくというようなものでございます。

それから施策ナンバー１８でございますが、ひとり親家庭の支援といたしまして、母子家庭の自立支援給付金事業費といたしまして、母子家庭の母に対しまして、自立支援教育訓練給付金、高等技能訓練促進費等を支給するということでございます。これも新規事業でございまして、事業費としてはお示しのとおりでございます。

それから、１９番といたしましては相談事業の充実でございますが、新生児・乳幼児訪問指導といたしましては、これは１２で先ほどお示ししたものの再掲となってございます。新生児の訪問１００％の実施に向けて、非常勤の助産師を雇い上げるということでございます。

続きまして、その下も再掲でございます。新生児・乳児の訪問指導、それから拡充、もう１点ございまして、児童虐待防止に向けたネットワークの構築を掲げてございます。

続きまして３ページにまいりましてプラン７、仕事と地域・家庭生活の両立支援でございます。施策の２３といたしまして、起業への支援でございます。こちらは産業振興課の方で行っておりますが、拡充策、新規策とございます。

まず、起業支援の促進といたしましては、女性起業家の支援セミナーの実施を年１回を２回にする。それから、同じくシニア起業家の支援セミナーも年１回を２回にするという拡充でございます。さらに若者の起業家の支援セミナーといたしましては、新規に企画をいたしまして、４０歳未満の者を対象としたセミナーといたしまして、お示しの事業費で開催をするものでございます。それからさらに新規としましては、起業前心得講座といたしまして、起業家のセミナーの入門編といたしましても、新規

で事業として考えてございます。それから起業家の支援の保育委託として、事業回数をふやしていくという拡充策も計画してございます。

それから、女性の就労支援といたしましては、情報の提供を新規として考えてございまして、若者のための求人や求職支援相談等を考えてございます。事業費としてはお示しのとおりでございます。

続きましてプラン８、高齢者・障害者の自立と社会参加の条件整備でございます。施策の２５といたしましては、社会活動の参画促進といたしまして、高齢者ふれあい給食事業といたしまして、こちらにつきましては、申しわけございません、１２会場を１４会場と書かれておりますが、１４会場を１６会場にするのを間違えてございますので、訂正をさせていただきたいと思います。ですので、２カ所ふえるということにつきましては拡充ということで考えてございます。

さらにシニア元気塾といたしまして、こちら新規として考えてございます。区民同士の交流を促すというような目的でございまして、区民の技能や経験を生かして、区民講師がサポーターとしての活動や取り組みとなる場を創設するということでございます。事業費としてはお示しのとおりでございます。

施策の２６といたしまして、自立と生活の支援、高齢者と障害者の働く場の確保といたしまして拡充を考えてございます。これは、オフィス並びに活動スペースの移転・拡充、精神障害者の就労支援センター北「わくわくかん」というものを考えてございます。

それから手話通訳の派遣事業といたしまして、これにつきましては都の水準を維持をしていくということで、区としてさらにその水準を維持をするということでの拡充を図っていくということでございます。従来、都が実施していた手話通訳派遣や要約筆記等を区が行うことになったという形でございます。

それから施策の２７でございますが、相談・苦情処理体制の充実ということで、障害者に対する相談事業の促進といたしまして、スタッフを拡充する。並びに私どもの苦情解決委員会を立ち上げてございますので、こちらにつきましても男女共同参画の推進を阻害する苦情をお受けするという機関をつくっていくということで、引き続き１９年度も行ってまいります。

それから最後の４ページにまいります。目標Ⅳでございます。「男女共同参画をすすめる」、プラン１１、地域活動への男女共同参画の促進でございます。施策ナンバー３４といたしましては、ＮＰＯ・ボランティア活動との連携・協働を掲げてございます。こちらにつきましてはすべて協働事業ということでございまして、地域振興課の方で３点、新規ということで立ち上げるものとなってございます。

まず協働の担い手づくりの支援事業といたしましては、協働の担い手として求められる資質を高めるための体系的な研修を行うということでございます。

それから、協働総合相談窓口の設置といたしましては、協働に関するさまざまな相談及び提案に対応するための総合窓口を設置をするということでございます。

それから、協働による地域づくりの推進事業といたしましては、ＮＰＯ・ボランティア活動団体が主体的に実施する事業に対して助成を行う地域づくり応援団事業を実施するというものでございます。

それから最後でございますが、目標Ｖでございます。「総合的な推進体制を整備する」、プラン１２、男女共同参画施策に関する推進体制の強化といたしまして、こちらといたしましては男女共同参画審議会を引き続き行っていくということで、拡充ということで考えてございます。

それからプラン１４でございますが、こちらは男女共同参画拠点の機能充実・強化ということで、男女共同参画推進事業の充実を掲げてございます。こちらにつきましては、条例に基づきます拠点施設となりました「スペースゆう」を中心といたしまして進めていくものでございますが、具体的にはこちらの方に図書につきましては、従来に加えて１９年度につきましては、約１．７倍ぐらいの予算を使いまして図書を充実していこうということで計画をしているものでございます。

それから、まことに申しわけありません。ちょっと資料３の方に訂正がございます。７ページの施策２４の女性の就労支援のところ、一番最後の行でございますが、「労政事務所との連携による労働講座の開催」と書かれてございますが、これは申しわけございません、「労働相談情報センターとの連携による」ということで、これは私どものつくったときの名称そのままにしてしまったものですから、ここはそのように訂正をお願いしたいと思います。

非常に雑駁ですが、資料の説明は以上とさせていただきます。よろしくお願いします。

○鶴田副会長

ありがとうございます。それでは今のご説明、個別に少し検討していきたいと思うのですが、目標Ｉから目標Ｖ、その他にかかわって、全体を通して皆さんの、最初は感想でもあれば伺いたいと思います。

○根木委員

根木でございます。先ほどのちょうど調査の方法、どういうふうにしてどういう報告をもらうかという話で関連すると、アゼリアプランを全部網羅するというのは非常に難しいと思うので、１９年度に関して、この新規拡充事業案一覧に関して、せめてモデル的にそういった調査の方法を踏まえた報告の仕方を考えていくというふうに、ちょうどいいんじゃないかと思うんですけれども、この表、横に眺めて施策のナンバー、施策の方向、事業名、事業内容、方向性、担当課、その後に視点ということで、２つ考え方があると思うんです。

１つはこの事業そのものが男女共同参画の視点であるのかということと、この事業そのものはもともとの担当課の事業ではあるけれども、これをやっていくに当たって、ぜひこういう視点をこれから入れていきますという、何か意思表明というか、そういうのと二種類あると思うんですね。

意識してもらうということが大事なので、さっきの例であると例えば、この事業そのものだと、どこにその視点があるのかと聞いてしまうと、ないというようになってしまう可能性ありますけれども、そうではなくて、今までは普通に意識しないでやってきたけれども、今度はこういうふうに意識してやりますよということも、意識をし

てもらうということではありだと思うので、視点ということを書いてもらうときには、無理なこじつけをしてもらうよりは、そういうことを意識してもらったものが書き込まれると、評価するときには、それができましたかというのは聞きやすいと思うんですね。そういう形で、このぜひ新規・拡充事業一覧の表のところに、視点ということを最初から入れてもらって考えていくというのはどうでしょうか。

あと、数字にできるものはしてもらう。基本的な数字として、男女の別が入っているような数字は必ずないと、もう話にならないと思うんですよ。

○相楽委員

私も今、説明聞きながら、根木委員がおっしゃられたように、ちょっと今、田中課長が説明したところ、例えば、就労支援のところですと、ここの中だと若者というふうになっていますけれども、今おっしゃられたように、女性への情報の提供についてもやはり重点的に取り組んでいくというふうにおっしゃられていますので、事業内容のところに、やはりまず、その具体的な男女共同参画の視点が、この中でどんなふうな内容として盛り込まれるべきなのかというふうなところも明らかにしながら、今、根木委員がおっしゃられたように、それを１つのやはり大事な視点にしながら、どこまでそれが追求されてきているのか、残されている課題なのかというふうに明確にしていくということはとても私も大事だなと思いました。

それで、先ほど副会長さんもおっしゃられたように、例えば会食サービスだとか、それから今の介護予防のためのいろいろな事業というのがありますけれども、やはり圧倒的にこういうふうな場所には女性が多いわけですよね、現実のところ。でもこれが、やはり会場がさらにふやされたりしていくことによって、そういうふうな点が、どんなふうにやはり変化をもたらしていくのかなとか、そういうふうなことがもうちょっと、やはり、私たちの中からもいろいろな事業計画の中身の問題として、どういうふうにその視点を貫くかということを、いろいろと意見も出しながら、今のご説明の中身をもうちょっと比べていただけると、非常にわかりやすいものになっていくんじゃないかなと、今、私も思っています。

今ちょっと見ていて感じたことはそういうことです。よろしくお願いします。

○根木委員

これをぱっと見たところでは、直接、男女共同参画には少しほど遠いような書き方もされているところもあります。それから、なぜ男女共同参画という視点がこの事業に必要なのかということをこちらからも言わないと、ただの作文になってしまうなということがあります。それから審議会が年間２回という少ない回数ということもありますので、すべてのことを見るということも必要なんでしょうけれども、ちょっと焦点を絞っていただいて、例えば女性の就労支援とか、直接かかわる部分のところで、どのようなことがなされたかという、こちらで認知したい部分も挙げながら、そしてそれに対して答えをいただくという方法をとった方がいいんじゃないかなと思います。

またこの中には、例えば町会等における女性の立場というのは、男女共同参画においてはかなり問題があるのではないかなというふうに感じております。その部分はこ

こでは入っておりません。継続事業ということになっておりますから。ですので、継続事業、それから新規の事業含めまして、特に男女共同参画において、ここを見てみたいというところを、私たちの方でピックアップしたものを提示していただけるような形がよいのではないかなと思います。

○鶴田副会長

それではこの事業内容というのは、部署から上がってきた文章そのままなのですか。

○田中課長

こちらの方で、ある程度様式を用意いたしまして、そこに記入していただくという形での調査を行ったものですが、いただいたものにつきましてはそのまま載せているというような形式でございます。

○鶴田副会長

今出た意見は、事業内容の中身、書き方も少し工夫させてもらった方がいいのではないか。それから、この脇に男女共同参画の視点をどう入れるとか、あるいは数値であらわせるものは示すという、意見が出ています。今の佐藤さんの意見は、もう少し根本的な問題なのですが、そのあたりは可能なのでしょうか。

○田中課長

数字にすることにつきましては、具体的にどういう形にすればいいかということを検討しているところで、具体的な部分までは至っておりません。今後もう少し、引き続き検討はしたいと思っています。

先ほど来から申し上げておりますように、今回１つの分け方といたしましては、拡充なのか新規なのかということでの、全体の中からピックアップという方法をとりましたので、確かにおっしゃいますように、この全体をくまなく見るというのは非常に難しいですし、またこの拡充や新規として挙げられているもの以外にも、先ほど佐藤委員の方からもありましたように、継続というものの中で、これをぜひ拡充してほしいとかいうようなものがあれば、それをあわせて、意見あるいは要望といたしまして、担当課の方に諮っていくというような方法もできると思いますので、先ほどの数値化とか、方向性の表示とかとあわせまして、今後、担当課への働きかけの方法についても具体的に考えていきたいと思っています。

○鶴田副会長

数値にして取ることはなれていないから、例えば講座を開いたけれども、その参加者の男性と女性の比率はどうだったかというような、そういうの数値を取ってきていないですよね、蓄積として。でもせめてそれを取っていって、来年度になると、だからそこを男女共同参画課として義務づけていけば、講座を行ったら参加者はどうだったのか、それを聞いていくことをしていけば、多分、来年には引き継げますよね。それは今なければ、そういう数値として取っていくという姿勢を示していただいて、必

ず取るということにしていただければ、かなり変わってくるのではないかなと思います。

○田中課長

確かに、例えば講座の参加につきましても、こちらの方で確認をすべきものと思うものについては、女性の参加がどのぐらいあったのかとか、あるいは女性向きと思われるような講座に対しては、男性の参加がどれぐらいあったのかというようなことを、お尋ねするようなこともあるんですが、それはこちらの方で気がついたものだけでの範囲でしたので、今後、今、副会長のおっしゃいましたような、各、そういった講座を報告いただくときには、必ずそういう形での数字も挙げていただくというようなことは可能だと思いますので、進めていきたいと思っております。

○鶴田副会長

この事業内容をちょっと書き直していただくというのは可能ですか。

アゼリアプランが、ここに目標のプランが書いてあって、こちらの事業は書いてあるのですが、例えばＮＰＯのところでも、こちらのＮＰＯの書き方では、きちんと男女共同の視点が入れて書いてあるのですが、こちらには入ってない。こちらに書いてあるところでもすっぽり抜けたりしているので、だから結果的には、だんだんと消えて薄まっていっているということになっているので、少し工夫すると、事業内容も明確に見えることができるのかなという感触を持ったのですけれども、今から書き直していただくのは無理ですか。

○田中課長

こちらにつきましては、１９年度の方向性ということで、各事業担当課から上げていただいたものでございますので、その調査をする前にこちらの方で体系的なものをお示しして、それでこの事業についてのご報告をいただきたいというような形で取ったものでございますので、今ご提案のありましたようなものにつきましては、こちらの方からお示しをするときに、そういう方向性も示していくべきであったのではないかというように今思っていますので、それにつきましては、１９年度の事業実績をいただくときにも、その辺、考慮していきたいと思います。

○鶴田副会長

なかなか難しいですね

○根木委員

今の報告の仕方に関してなんですけれども、これから男女共同参画推進課がほかのセクションにどういうふうにアプローチしていくかということの１つとして、データなんですけれども、男女共同参画に関するデータということで言うと、もともと北区でそんなにデータがないようなんですが、ないことというのは、北区にないということではなくて、どうも国とか都道府県レベルだと、男女が必ず入っている数値は全部

持っているけれども、市区町村のレベルでは、ほとんどそういうデータを持っているところはないんだそうなんです。

それで、ここの「ゆう」の主催講座で国立女性教育会館とタイアップして、男女共同参画統計データブックというのを教材にした講座があって、私それを受講させていただいたんですが、そこのデータブックを編さんされた法政大学の先生が区の職員研修もこの間なさって、ちょっとお願いして、私そこに参加させていただいたんですが、その先生のお話によると、そういった市区町村のレベルでこういった統計は未整備で、自分がこれからそれに取り組んでいくので、もし北区がそういうことにかかわってくれるのであれば、先進的な事例としても全国に発信するよとおっしゃっているんですよ。

それはすごくありがたい話で、北区が男女共同参画データをしっかり取り組んでいく自治体だということを全国にアピールできるんであれば、そういった視点で、男女共同参画推進課が庁内の各セクションにその統計を取っていくための基本的な多分レクチャーから始めないと、もともとなかなかできなくて難しいものなんだそうなので、数字をただ出しなさいと言うよりは、根本的にちょっと時間をかけて、そういったデータを取っていくということを始めていくという第一歩にするという考え方でいいんじゃないかなと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○田中課長

統計につきましては、先日職員向けの研修ということでも、今ご紹介がありましたように、ヌエックの方から講師をお呼びして、職員向けの研修をしていただきました。統計の重要性と、あるいはジェンダーの視点による統計についてのレクチャーをいただいたんですが、今ご提案のありましたように、今後、各課で持っているような統計につきましても、男女共同参画の方の我々を中心としまして、一定の統計がどこにあるかというような形でのまとめもしながら、また、その統計を取ったところに対しても、こちらの方から男女共同参画の視点もまた入れていただくというような形での働きかけをするというようなことも考えていけるのではないかと思っていますので、統計につきましては、今後もそういう形で進めていきたいと思います。

○荒木委員

私たちは北区の民生委員で、新しいサービスで子育て支援サービスを今年からやらせていただきますけれども、その前に、北区民生委員では高齢者ふれあい食事会をボランティアとして手伝わせていただいております。これは生きがい課の方で何人で、私どもは滝野川ふれあい会員でやっているんですけれども、２０名で。先ほど言われた、統計は全部取っておりますので、何日何人出席したとか、男女の比率も全部わかっておりますので、それは聞けば十分わかると思います。比率の方もやはり女性の方が多いですね。４分の３がやはり女の方で、聞くところによりますと、豊島の栄養大学ですか、そこが大変評判がよくて、みんなお年寄りの女の方が着飾って行かれるそうでございます、何か楽しんで食事をしているということを聞きましたので、１つ報告させていただきます。

○鶴田副会長

ありがとうございました。統計を取ればどの辺に女の人がたくさんいて、どの辺に女の人がほとんどいないとか、どの辺に男性がいるとかというのが、客観的にわかる。そのジェンダー統計って、法政大学の伊藤先生で、世界のどこでもやっているという、そういう学問ではないのだけれども、今、世界中の人たちがそこに向かっている。やはり、客観的にあらわせないと物が見えない。何となく感覚でやっていたのでは、具体的な対策がとれないので、その法政大の伊藤先生ですよね。伊藤先生は日本におけるパイオニアでもあるけれども、世界のパイオニアの学者だと思います。だから、彼がそう言ってくださって私たちが腰を据えれば、すごく力になるのではないかなと思います。だからすごくいいのではないでしょうか。何かよかったなという感じです。

○佐藤委員

データに関してはもちろん賛成なんですけれども、ただ数値だけですと、やはり現実的には乖離している部分もあるかなというふうに思います。例えば、女性がやはり参加する場合が多いですね。先ほどの食事会もそうですし、それからいろいろなイベント、男性向けのイベントをやりましても女性の方が参加率は高いですね。関心もあります。

ただ、それを主体的に動かすという部分、男女共同参画の参画という部分に関しては、特に高齢の方に関しては、なかなか難しいというところがあると思います。これは男女共同参画だけではなくて、区との協働ということでも、もう少し各課が主体的に区民が動けるような仕掛けづくりというか、そういうところをちょっと考えていただければ、必然的に男女共同参画も進んでいくのではないかなというふうに思っています。

市民活動レベルでは、多分男女共同参画というのは当然というか、差別感というものは多分持たずにやっているんじゃないかなというふうに感じています。ただ、そのトップであったりとか、そういう部分のところでは、まだまだ必然的に男女共同参画がなされていないという現実があるかなと思います。そういう部分にも、もうちょっと具体的に踏み込んだところがこういった会議で話されるといいなというふうに思います。

○鶴田副会長

先ほどの話に戻りますけれども、新規・拡充事業の事業内容は今回は手を入れられないけれども、視点とか数字を取るときに、もう少し明確にして取る。それから、佐藤さんがおっしゃった、根本的にこの事業に審議会がどのようにかかわるのか、きょう議論を詰めることは無理かなと思いますので、次の課題にしていただきたいと思います。

それから数値についてもどのようにするか、それは区の方針ともかかわるので、ぜひプラスの方向で考えていただければと思います。もちろん佐藤さんがおっしゃったように、数値だけですべてオンリーなのかといったら、そうではないことは確かです。

ただ、今の研究動向は、数字で取れないところもどうやって取っていくかという方向もあるので、そこにかなり依拠する可能性があると思っています。

それでは、いろいろありましたけれども、目標Ⅰ、Ⅱ、個別に入ります。

○池田委員

今のこと、根本的なことに関して、ちょっと意見だけ。皆さんおっしゃったように、何と言うか、今、発言を聞いていても女性の方が圧倒的に多くて、男性は少ないんですけれども、共同参画をどう進めるかという視点で、長いレンジでやはり変えていくというか、そういうことを進めていく、こういう基本的なスタンスというのがある程度必要だと思うんですよね。私もいろいろ、保育園とかＰＴＡとかかかわってきて、お父さんたちにもっと出てほしいのという話はたくさんお伺いするんですよね。保育園、幼稚園ぐらいまでは割りと多いんですよ。今は特に入学式、卒園式とかそういうときになると、ほとんど二人連れで参加される方が多いんですよね。

ところが小学校へ行っちゃうと、大きな行事では来るけれども、ほかではもうお母さん方がほとんどで、男は会長一人みたいな、そういう状態が実際ですよね。

そこが、私は１つ、男性がかかわりにくくなっていて、ひいてはやはり町会とか自治会とか何とか委員とかとなられる方も、やはり少なくなっちゃっている１つの要因ではないかなと思うんですよ。

このアゼリアプランで言うと、４３ページのプランの１１というところですけれども、地域活動への男女共同参画の推進ということでＰＴＡや地域活動、そういう時間帯の配慮とかとあるんですけれども、実際のところ、学校現場ではＰＴＡの会議というとウイークデーの２時とか３時という、現場で設定されていて、ほとんど男性は参加するなと言われているような状態なんですよね。

私の学校なんかは、もう校長先生や副校長先生にお願いして、これじゃあ今、学校の人数が減っていますのでできないから、土曜日にやらせてくださいとお願いして、先生も、うん、いいよって、その校長先生はＰＴＡ会長もやったことがある校長先生だったんで、よくわかっていて、じゃあいいよって土曜日にやらしてもらって、そうするとやはり土曜日だったら来られる、商店とかやられている方は逆に土曜日だと来られないという方もいらっしゃるんですけれども、やはり土曜日の方が参加率は圧倒的に高いんですよね。そこに来る方も女性でなくて男性もかなり多かったんで、これはやはり、そういうのが大事なのかなと思ったんですよね。

だから、やはりその辺を、学校というのはコミュニティーの出発点だと思うんですよね。特に男性にとっては、子どもを産むといってもやはり女性が中心ですから、母子手帳をもらったり行政、保健所へ行ったりとかそういうのは男性がほとんどかかわれないですよね。ところが、幼稚園とか保育園とか学校とかというところで、初めて男性が何か一緒に子育てを通じながらかかわっていくという出発点だと私は思うので、そこをやはり根本的に変えていくというような努力というのを、やはりある程度指し示していく必要があるんじゃないかなと思うんですよ。

同じところに書いてありますけれども、町会や自治会の役員の男女比率見れば圧倒的に男性ばかりということを見ても、そこら辺は明らかにこの５年間で比率をこのぐ

らいまでにしましょうというのを、区が決めてやはりある程度やっていく必要があるんじゃないかなと思うんですよね。そういうことがあって初めて動きが始まるというか、さっきのデータを取っていくということも含めて。

何て言うか、子育ては一番、北区はというふうにうたっているんならば、やはり子育て支援という、幼児の時期だけじゃなくて、小中のほぼ義務教育が終わる段階のところまでのサポートをどうつくっていくか、やはり親が学校とか教育現場にかかわっている場がふえれば、子どもがそれだけで安心しますから、そういう環境づくりのために、ここあと５年とかで何ができるのかというのが、私はひいてはやはり自治会とか町会とか、コミュニティーを再生していくという意味でも、非常に男性にとっては重要じゃないかなと思うんですよね。

そこは、ある程度子ども好きなお父さん方っているんですよ、やはり。皆無じゃなくて、今よりはもっとたくさんいるんですよ。だけどもかかわれない。結局、親父の会も飲み会だけで終わりというか、そんな感じになっているところが多いんで、その辺をぜひ来年度に向けて、やっていただけたらなというふうに思います。

○鶴田副会長

木村委員、何かご意見ありませんか。

○木村委員

そうですね、お父さんの参加が難しいというのはあると思います。幼稚園の方でもどうしても土日が休みになってしまって、幼稚園も休みになってしまったので、土曜日の参観が少なくなってしまいましたし、お父さんがそのときでしか見られないということもあるのに、休みだからという理由で参加ができないというのは多くあると思います。

やはり、私の場合は幼稚園なんですけれども、土曜日にそういうお父さんが参加できる機会があれば、もう少し育児参加もされるでしょうし、そこから小学校、中学校と上がっていったときに参加がしやすくなるのではないかなと、ちょっと思いました。

○鶴田副会長

今、池田委員と佐藤委員と木村委員のおっしゃられたことは、このプランを北区の行政としてどうやっていくかということだけでなくて、我々審議会の中で、これを例えば５年計画で具体的に重点的にやっていく、そうやって１つ、モデルじゃないけれども、示していくことがもっと推進力になっていくのではないかと、そういうことだったのではないかなと思います。

だから、全般的な計画をやってきて、私たちが「それがそうですか」、「これが足りませんね」と、ただそういうことではなくて、「今年は、あるいは数年かけて、これを重点的にやっていきましょう。そのためには、こうしましょう」という、具体的なプランを示してやっていただくようなこともあっていいのではないかなということだったのではないかと判断したのですが、よろしいでしょうか。

何か、みなさん「はい」と言ってくださっているような感じがしますので、そうい

うことでいいですか。そのためには、年間２回の審議会でいいのかという思いがあって、それもまた相談したいと思います。

私も、条例を作る前は、何回もやりました。会をこの委員会のほかにボランティアで何名か集まって、頻繁にやったとか。条例ができたから、２回になってしまったのですが、本当は条例ができたのは出発だから、２回では少ないのかなと思います。予算のこともあるので、そんなにできないとは思っていますが、ボランティアでもやってくれるのではないかとも思っています。

○田中課長

審議会の開催回数につきましては、定例的に行うのは２回ということでお示しをしているとおりでございますが、ご案内のようにこのアゼリアプランにつきましては、平成２１年度までの計画でございまして、改定の作業といたしましては２０年度から始めていくようなことを考えておりますので、ですので、発足のときにも申し上げましたように、第２期、引き続きお願いしたいところでございますけれども、第２期に具体的なこの改定作業に入っていくのではないかと思っておりますので、第２期につきましては、現在の２回に加えまして、必要に応じて分科会を行うとか、あるいはもう少し全体会の回数を増やしていくというようなことも考えてございますので、今ご提案のありましたことにつきましては、今後、具体化していきたいとは思っております。

○相楽委員

今の審議会の開催ですけれども、それは今、課長さんおっしゃったのは２０年ということですよね。今ここではやはり、せっかく条例ができて今スタートのところだから、１９年度もそういうふうな意欲でやはり取り組んでいくということがとても大事じゃないかというふうになっていたと思うんですね。ですから、ぜひそういうふうなことで、私たちもできるだけ、今やはりこれだけの時間だと足りなくて、もっともっと中身をどういうふうにしていったらいいかということを、みんなで知恵を出しながら、やはり課題を明確にしていくということが大切だと思いますので、１９年度もぜひ今提案があったような方向で、私は進めていただけたらなと思っています。

先ほど、ＰＴＡの活動のお話を聞きながら、私も最初の子育てのところをまた思い出したんですね。ことしの新規事業として取り組まれる全国初めての訪問活動、子どもたちへの、まだ妊娠から３歳児までの図書館デビューまでの訪問ということですけれども、やはりこの取り組みなんかもとても大事だと思うんですね。ですから、こういう中身をもう少し、今、民生委員の方とか、眞庭委員は主任児童員というふうなことでもやっていらっしゃいますから、そういうふうないろいろなやはり専門的な視点からも、こういうふうな中身も今私たちにこの場で求められていることなんかも、もう少し明らかにしながら、この訪問事業なんかも取り組めるととてもいいんじゃないかなと思っているんです。

私は、なぜ私ばっかりが子育てで、おっぱいやって、夜中も起きて、何で、だけど相手の彼の方は日曜日となれば横になっている。何で私ばかりか、随分思ってけんか

もしたんですけれども、やはりそのときに彼が言ったことは、何をどういうふうにサポートしたらいいか、手を出したらいいのか、子育ての実際のところでなかなか男は、何をどういうふうにしていったらいいのかわからないんだ。それをちゃんと言ってくれというふうに言われたので、やはりそこがすごく私にとって、そうか、一緒に子育てするということは何でもやはり相談してみればいいんだなって、そこで気がついたことがあったんですけれども、やはりスタートのところってとても大事だと思うんですよね。

おかげさまで、我が家では大分、そういう点ではそれぞれの時間とか条件に応じて、家事のことも子育てもやるということで、ここまで来られたという、そういう体験があるんですけれども、そういう点では子育て応援団事業の中身なんかも、うんとそういうふうにいろいろと知恵を出して、また、いろんな体験なんかもさらに含めながら、これをよりよいものにしていくことが、私はすごく今大事なことじゃないかなというふうに思っています。

○鶴田副会長

ありがとうございます。今、具体的な目標のプランのところでも意見が出ましたので、少々時間も押してきて余り時間取れないのですが、目標Ⅰに沿って少し個別に皆さんの方で意見があったら出していただきたいと思います。

条例１周年記念のところは報告のその他のところで詳しくやっていただくことにしてよろしいですか。

（異議なし）

○鶴田副会長

では目標Ⅱのところで、皆さんの方で、これはどうなのかというような感想でも結構ですので、少しご意見出していただければと思います。

○佐藤委員

目標Ⅴでもいいですか。目標Ⅰに関して。

○鶴田副会長

目標Ⅰは後にして、目標Ⅱからお願いします。

○佐藤委員

Ⅲとかでもいいですか。今、Ⅱだけですか。

○鶴田副会長

なければ次にいきますが、ありませんでしょうか。たくさん言いたいことはあるのですが、全部話していると、時間がありませんので、次にまいります。

では、一応ざっと見てⅢに行きましょう。

○佐藤委員

Ⅲのところの１８番、ひとり親家庭の支援というのがありますが、これはとても大切なことだと思っておりますが、右に書かれている事業内容について、結構なことではあるんですけれども、例えばこれに対して、費用とか場所とかそういう機会を与えるということもありますが、もちろん保育の方に関してもサポートは十分これにはついているんでしょうか。

○田中課長

保育といいますと、保育園の方が。

○田草川委員

恐らく受講されるようなときに、保育サービスがきちんと完備されているかというお話かと思います。

これにつきましては、ここに言っている事業というのは、それぞれのひとり親のお母さんですけれども、そういった学校に行く際の費用だけを助成するということで、その学校側がどういうふうになっているかによります。そういう形でございます。

この事業は、国の今大きな流れとして、自立をできるだけ促進していくといったところで、女性のそういった意味での能力開発や資格を取るための一定の条件がたしかあったかと思うんですけれども、職業訓練等を受けた際の費用の何割かをという、たしかそういう形だったと思いました。

○佐藤委員

なぜこのような質問をしましたかと言いますと、今、多分そういう答えが戻ってくるなというふうに思いました。ですが、実際に保育のサポートが受けられないと、受講したくてもできないという現状があると思うんですね。その部分をやはり男女共同参画の視点ということを入れるのであれば、そこもセットで考えないと、実効性のあるものにはならないと思うので、その辺をぜひ検討していただきたいなと思います。

○鶴田副会長

何か。納得ですか。

○田草川委員

いえ、どういうやり方があるかなと思いまして。

○佐藤委員

そのやり方に関しては、もしかしたら市民にも相談してもらって、市民サポートとかそういうところと一緒にやるということも考えられるんじゃないかと思います。

○田草川委員

すみません、詳しい内容はちょっと今わかりませんので、大変申しわけございません。特定の職業訓練機関でやるのかどうか、ちょっと私もわからなかったので、すみませんでした。所管の方とよく話してみたいと思います。

○鶴田副会長

よろしくお願いいたします。

では、Ⅲはありませんか。

○根木委員

Ⅲの中で子育て支援に関する事業、いろいろありますが、これからいろいろ、急ピッチでいろいろな研究とか進んでくるワークライフバランスの視点が、ここことどういうふうに絡んでいくのかというのを少し考えたいなと思うんですが、これはどのように考えたらいいんでしょうか。

今これだけ見ると、そこと、それはそれ、こっちはこっちになっちゃうのかなという気がするんですけれども。

○鶴田副会長

そこは行政も頭が痛いところですよね。

○田中課長

ご提案は本当によくわかりますが、ワークライフバランスということで、条例にも今回そういった形で上がっておりまして、それをよりどころとしまして、今後、企業に対しての働きかけをしていこうということで重点的に考えているところでございますが、やはり、もう一つの企業のいわゆる事業主の啓発とあわせまして、実際に働く人たちのサポートということで考えていきますと、先ほど来から出ております保育の問題だとか、いろいろな形での仕事、働き方を変えようにも環境が整っていないからできないというようなこともありますので、保育の方もワークライフバランスの本当に１つの側面になりますので、２つの方向で、確かにそれはそれみたいになってしまっては非常にまずいとは思いますので、企業の方の啓発と、それからいわゆるインフラの整備といいますか、環境整備ということでのサポートといいますか、そちらの２つをあわせて目標を達成していくというような形での連携がとれればとは思っております。

○鶴田副会長

今城委員、何かご意見、このことでございませんか。

○今城委員

ワークライフバランスというのは、恐らくこれから課題になってくる事業だというふうに思います。東京都の方でも、特に両立支援、仕事と子育ての両立の支援というようなことで、１９年度以降新しい事業も組み立てておりまして、新聞等でも取り上

げられております。特に中小企業というのは、育児休業をなかなか取得しにくい、そういう環境があるということで、育児休業の取得を促進していくというようなことで、５カ年の事業なんですけれども、やはり育児休業の代替社員を雇用したときに、その雇用の費用の２分の１限度で１５０万円限度の助成金を出す。１企業３人までと、こういうようなことで、東京都としては、かなり画期的な助成金を支給する事業を新しくやっていこうというようなことで、５年間にわたって３５億円という予算を、これは基金に積み立てるというような形で実施をしていくということになっております。

それは、私ども労働相談情報センターが所管をするということで、これから区の方にも、いろいろそのＰＲ等お願いに上がりたいなというふうに思っておりますので、ぜひ、一緒に、そうしたことも１つのワークライフバランスに向けての具体的な取り組みというようなことでご理解をいただきたいなと思っております。

○鶴田副会長

ありがとうございました。全体の労働状況とか条件とかがかわっているので、区でこうしましょうと言ってもなかなかできないところですが、でも今のところをいかに宣伝して、北区の企業がそれに取り組むかということは、ものすごく大きいことです。ありがとうございます。ぜひその宣伝もやっていくということになるかと思いますけれども。

○田中課長

そういった、都を初めといたしまして、国の方の助成金だとか、そういったものも、今後啓発だけではなくて、具体的な方法として、こういったものもありますということをあわせてお知らせをしていくということを考えていきたいと思います。大変ありがとうございます。

○鶴田副会長

育児休業は北区の行政の中でもなかなか取りにくいと思います。

○田草川委員

北区の場合は民間に比べまして、やはり比較的取りやすいとは思います。ただ男性が取りづらいんですね。今まで実例は数例しかないということですね。ですので、ましてや民間企業だともっと厳しい状況ではないかなと思いますが、もう一つちょっと問題がありまして、北区全体の民間企業の現状を、我々まだ数字としてつかんでないんです。調査権がありませんので、ご協力をお願いしてということになります。ですので、そういった意味で法人会さんですとか、商工会議所さんですとかと、あと商店会さんとか、我々の方が話しまして、どんな形でやれば調査ができるか、その辺から入っていかないといけないかなと思っています。

たしか３００人以上の企業については、国の方できちんとした統計、もしくは東京都の方で取っているかと思いますけれども、それ以下の企業になりますと、ちょっと難しいものですので。

○鶴田副会長

それはぜひ調査からということと、それから宣伝と、あるいはもっと意識的に働きかけということで、１つの取り組みの方法が出るかなと思うのですが、本当に男性が取りにくいと思います。女性は大体取れるような状況が生まれているけれども。

プラン７、８、そのあたりは皆さんお目通しでしょうか。目標Ⅲが３ページの次のプラン７、８まであるので、そこで何かございましたらお願いします。

○佐藤委員

プラン２７の苦情解決委員会のことですけれども、先日来ほかの場所でもお話ししましたように、多くの人たちが使いやすくという部分では、推進課だけが担当課で、窓口としてそこだけというふうにお伺いしましたので、もう少しこの「スペースゆう」を利用するなり、利用者に使いやすいということを考えていただきたいなと思いますが、その辺のところは今後どのようになるか教えていただきたいなと思います。

○田中課長

苦情解決委員会につきましては、この後ご報告をしようかと思っておりましたので、そのときにあわせてでよろしいでしょうか。

○鶴田副会長

では、それはあとの議題ということでよろしいですか。

○佐藤委員

はい。

○鶴田副会長

では目標のⅣ、次のページ、４ページに入ります。

ＮＰＯとボランティアの協働のところは事業内容にも各分野における男女共同参画の場として云々とあります。

でもこれだけ見ると、それが全然見えてこない。だから、報告をいただくときに、そこをきちんとしないと、とてもいいのですが、全然見えてこないのです。ＮＰＯだからいいだろうとか、ボランティアだからいいだろうとならないので、そこを注意していただきたいなというように思いました。

目標Ⅴはどうですか。

○佐藤委員

先ほどからのお話の繰り返しになってしまいますが、この審議会というものが、どんな役割を持つのかというところが、もしかしたらそれぞれ人によって違うのかなと。全体のことを見て全体のことについてコメントをするということももちろん大切ですけれども、具体性を持った何かということもできるところなのかどうなのか。

それから回数に関しても、２０年度からというお話もありましたけれども、果たして１年でアゼリアプランの新しいものが考えられるのか。また、公募委員で参加しています私どもは、本当に限られた時間の中でさまざまなことに取り組みたいという考えがありますので、その辺の部分も検討していただきたいなと思います。

○鶴田副会長

ただいまのは条例の中には男女共同参画審議会の目標や事業について書いてあるものの、では実際にどうするかというところをもう少し知恵を出した方がいいのではないかという提案ではないかと思います。それは今、井上会長もいらっしゃらないので、私がこうしますという訳にはいかないのですが、やはり検討した方がいいと思っていますので、事務局とも少し相談をしていきたいと思います。

確かに２回で何をするのかということが見えていないという感じで、具体的なものの方がおっしゃるように効果的なのかもしれないし、全般に対してどうだというよりも、そういうこともあり得るので、検討したいですね。だからそれの目標後にかかわってのことだと思いますが、審議会のあり方を検討しましょうという提案だったのかなと思いました。

では、一応このことについては、私たちは承ったということで、この議題についてよろしいですか。終えたということにしたいと思います。

（異議なし）

○鶴田副会長

では先ほどのことも、苦情処理委員会のことも後回しと言いましたけれども、事務局よりの報告が幾つかございますので、そちらの報告の方に移りたいと思います。

よろしくお願いします。

○田中課長

苦情解決委員会の開催の経過につきましてご報告を申し上げたいと思います。お手元の方に委員の名簿をご配付させていただいております。今回１回目の開催といたしましては、苦情解決委員会の方向性についての検討ということで行うと同時に、１回目でございましたので、委員長並びにその職務代理者を選出するということが、今回の議題でございました。

それで、具体的にどのような、そこでお話をしたかということをご報告を申し上げたいと思います。

まず、委員長といたしましては、今回お示ししてございますとおり、アゼリアプランの推進区民会議での第２期の委員長でございました北区の男女共同参画施策に非常に造詣の深い白井委員を委員長ということで互選として決定をいたしました。

続きまして、職務代理者といたしましては、区の次世代育成支援行動計画の策定委員、会長でございました新澤委員に職務代理をお願いをしたところでございます。こちらにつきましても互選の上、こちらは委員長からの指名ということで了承されまし

た。そちらにつきまして、あと、お示しの委員、春木節子委員と３名で苦情解決委員会として１月１日から発足をしたところでございます。

先日、第１回ということで開催いたしまして、そこで今後の方針等につきましての話し合いをしたところでございます。そこで意見交換として出されたもの、主なものをご紹介いたしますと、まず苦情解決委員会としては、忠実公正な機関であるべきであるということで、制度として定着をさせて、上げていきたいと。それから、それぞれの委員が解決に知恵を出し合っていこうということでございます。

それから、懸案といいますか、区として委員の名前を公表すべきかどうかということがございましたので、それを一番最初にこちらとしてはご提案をさせていただいて、３名の委員それぞれの方々に、委員の氏名については公表してよろしいということをいただきましたので、それに基づきまして、区議会の方にご報告をさせていただいた上で、現在区民に向け、ホームページにはもう既に掲載をしてございます、その内容といたしましては、現在お示しの名簿のとおりになってございます。

それから申し出につきましては、責任を持って区としてお受けしたいということで、匿名ではお受けをしないということです。

それから、民間の企業等に対する調査等につきましては、強制力を持っているものではございません。ただ条例の中に事業者の責務としてうたってございますので、それを先ほどから申し上げておりますように、よりどころといたしまして、企業に協力を促し、また、積極的にこちらの方にそういった形でのお願いをしていくというようなことをした上で、企業に対する調査といいますか、聞き取りをしていくというようなこともあるのではないかと思っています。

それから、先ほど佐藤委員の方からも出ておりました受け付けの窓口でございますが、当面課の方でのみお受けをするということで考えています。理由といたしましては、まず、お手数なんですが、窓口の方においでいただいて、そこで聞き取りをした上で、その苦情の趣旨について、きちんと把握をして、それでしかるべき対応をしたいというふうに考えておりますので、言わば丁寧な対応をしていきたいというのが一番の理由でございます。メールとか電話でいただくと、行き違い等がございますので、それとあと、お受けした苦情につきましては、その後、苦情解決委員会の方に諮問をするという手続きを取らなければなりませんので、文書でいただいて文書による諮問という形をやはり取りたいということがありますので、そういう形でさせていただきたいと思っています。

それと、ご提案であります「スペースゆう」でのお受けにつきましては、考えておりますが、当面は区の方での窓口１つでやらせていただきたいと思っています。そうは申し上げながらも、件数がふえてくるようなことになれば、しかるべき早急に手だてをとっていきたいというふうに考えていきたいと思っています。

それから、周知につきましては、委員の公表を初めといたしまして、窓口の設置、あるいは、どういった苦情をお受けするのかというようなものにつきましては、今後、今回参考のためお配りさせていただいております「ゆうレポート」の方にも、一番最後のページに苦情解決委員会の紹介をさせていただいておりますが、こういった形で機会をとらえて、例えば講座のチラシの裏面に印刷をするとか、いろいろな形で、こ

まめに苦情解決委員会の設置等についての周知・啓発については行っていきたいと思っているところでございます。

それから、加えて苦情解決委員会の委員のことではないんですけれども、周知の方法といたしましては、あわせて人の集まる機会に、区の方から職員を派遣をするということで、そこに条例の啓発とあわせて、苦情解決委員会についての紹介あるいは周知をするということも行っていきたいということで、ご了承いただきました。

それから公表の仕方でございますが、年間にお受けした苦情につきましては、年度単位で、お受けした内容の概要とそれから区の対応、あるいは関係機関に対するどのような措置を行ったのかというようなことについては、申立者とあるいは申し立てを受けている側に対してのプライバシーを考慮した上で、お知らせをしていくというふうに考えております。

それから委員会の方でお受けしたものについても、区として、あるいは制度に対するようなものについては、担当するセクションに働きかけると同時に、審議会の方に諮るべきものについては審議会の方にも諮っていくというような形で運用を考えていくように考えております。

それからあとは、具体的に調査をする方法についてなんでございますが、委員が３人、常に行動をともにするということでは、かなり非効率なことになりますので、出た案件につきまして、その３人のうちから専門となる、中心となるべき人を一人充てて、その方を中心に実際に調査等を行っていくというような運用で了承をいただいたところでございます。

大体、以上が苦情解決委員会の中で話し合われたことのご紹介になります。苦情解決委員会につきましては以上でございます。

〇鶴田副会長

報告はそれだけですか。

〇田中課長

続けて報告してよろしいですか。

〇鶴田副会長

時間も迫っているので、全体を報告してから、また戻りたいと思います。

〇田中課長

わかりました。では続けてご報告をさせていただきます。

続きまして、男女雇用機会均等法が今回改正になりますので、そちらにつきましてのご紹介といいますか、既にご承知でいらっしゃると思うんですが、簡単にといいますか、改正のポイントをお配りさせていただいておりますので、それに基づいてご説明をさせていただきたいと思います。

こちらにつきましては、お示しのとおりでございますが、主な点をご紹介しますと、いわゆる女性に対する今までは差別の禁止ということでうたわれていたものを、男女

ともにということが１つの大きな修正になってございます。具体的には男女双方に対する、ですから、男性に対するセクハラとかも今後は考えていくということも含まれてございます。

それから間接差別の禁止をはっきりとうたいました。従来ですと、直接的な差別のみをうたっていたものでございますが、間接差別として、そちらの（３）の中の小さく書かれているもののようなものを間接差別として想定しておりますので、こういったようなものも差別として扱っていくというふうに考えてございます。

それから妊娠・出産等を理由とする不利益の取り扱いの禁止でございますが、これにつきましては（２）でございますけれども、産前産後休業、その他の政令に定める理由による解雇でないことを証明しない限りということをはっきりとしておりまして、これは証明をするというのは、いわゆる訴訟等ではっきりとさせなければいけないということを言っているものでございます。何か証明書を出すとかそういう意味ではございません。

それから、次の裏になりますが、セクシュアル・ハラスメントにつきましては、従来事業主に対する努力義務であったところを、これにつきましては対策を講じることを事業主に今度は義務化をいたしました。これに対して、義務を逸した事業主に対して、是正措置もとれるというような形になっています。

それから、４の方の母性健康管理の措置もそうなんでございますが、こちらについても同じく是正をすることができることになりまして、是正指導に応じない場合には企業名を公表するということも今後は考えていくというような改正がなされています。

それからポジティブ・アクションにつきましては、これははっきりと格差を是正をするために行う暫定的な措置であるということで、これは従来、逆に差別になるのではないかというような議論もあったんですが、そういうことはないということもここで明言をしているところでございます。

あと具体的に内容についての問い合わせ等につきましては、労働局の方へお問い合わせをいただきたいということでご案内になってございます。

それから最後のご報告なんですが、条例の１周年記念講演会でございます。先ほど目標Ｉの中にございましたけれども、こちらにつきましては１９年度予算として、１周年記念の講演会を開く予算をいただいたところでございますので、これにつきまして、６月の参画週間中に開催をするということで準備をしています。具体的には６月２８日木曜日、午後７時から北とぴあのつつじホールで開催をいたします。現在、講演の講師として予定をしている人でございますが、女優の渡辺えり子さんにお願いをしようということで準備を進めているところでございます。ほぼ確定をすると思いますが、また実際にはっきりと確定をしたところで、１９年度になりましたらチラシの作成、あるいはポスター等、いろいろな形で区民に対する周知を行って広く呼びかけていきたいと思っているところでございます。

報告は以上でございます。

○鶴田副会長

では、最初の苦情処理委員会のことが詳しく報告されましたけれども、それについ

て、ご意見ございましたら出していただきたいと思います。これは地域スタッフ会議でも随分議論されています。私たち審議会と苦情処理委員会は別組織ですよね。別組織だけれども、苦情処理をどういうふうに進めるかという点では男女共同参画を進めていく全体的な立場から十分検討しておかなければいけないのではと思いますので、ぜひ皆さんの方からご意見ありましたらお願いします。

○山口委員

今ご説明お伺いしまして、課の方で受け付けてそれぞれの委員の適当な方にという話だったんですが、迅速性のことが少し気になりました。やはり苦情というものを解決するためには、その苦情を抱えている人には痛切な問題だと思うんですね。それがどのような時間的な経緯で解決されていくのか、余り時間がかかっていくようでは、ちょっと問題が早くは解決しないのではないかと心配になったということです。

○田中課長

苦情につきましてでございますが、当面苦情をお受けすると、直ちに苦情解決委員会の方に諮問する予定でございます。苦情解決委員会といたしましては、条例の施行規則の方で、３カ月以内に答申を出さなければいけないということになっておりますので、１件ごとに、もしその３カ月以内にまた次の苦情が出れば、苦情解決委員会を開催するというような形で、１件ごとに開催をしていくことを考えてはおります。

○佐藤委員

気になる部分としては、当面ということで、推進課の方で受け付けをして、それから諮問ということになるということでしたが、それは男女共同参画にかかわるかどうかわからないというものに関しては、そこでまとめてしまうということはないですよね。というのは、どんなものでも関係あるかもしれないので、一応何かあったら必ず諮問という形をとっていただいたらありがたいなと思いますので。

○田中課長

苦情の窓口での対応でございますが、原則といたしまして、苦情として振り分けはいたしません。内容にかかわらずお受けをするという形で考えております。ただ、先ほど山口委員の方からも出されましたように、何らかの形での解決を急いでいるというような場合もあり得ますので、その場合に解決の方法、あるいはその申出者の何をどうしてほしいのかということを聞き取った上で、もし、より的確なものが明らかにある場合には、そちらの方にご案内をするということもあり得るとは思ってはおります。

○鶴田副会長

ほかはございませんか。照井委員はいかがですか。この苦情処理委員の件についてどうでしょうか。

○照井委員

私、人権擁護委員で人権相談なんかもやっておりますので、やはり相談の振り分けといいますか、実際苦情を持ち込む側の方というのは、実際どのような機関に持ち込むのが適切なのかということはわからないで相談先を探していらっしゃるということが多いと思われますので、田中課長の方からお話ありましたように、明らかに例えば法的な解決が向いていると、法的紛争性が高くて、そちらのほうが適切であるといったような場合は、いたずらに苦情解決委員会の方で審理をするというよりも、別の手段を案内するということは紛争の解決に資するのではないかというふうに思いました。

あとは、一応その３カ月以内という期間が切ってあるということですけれども、委員会自体も非公開ということですから、臨機応変に集まって対応していただけるということが期待できるかと思いましたので、あとは、実際の運営と言いますか、運用状況を見ながら、改善をすべき点などがないものかどうか見守っていきたいというふうに思います。

○鶴田副会長

ほかの委員の方いかがでしょうか。神戸委員はいかがですか。

○神戸委員

すみません、私、去年１０月に突然指名されまして、この委員会に入れていただいて、それまではちょっと共同参画ということも、ここへ来たときに耳にしたくらいで、どういうことをやって、どうしているのかもわからないので、ここ４回の講習会というか、セミナーがありましたので、それを受けさせていただいて、どういうものかと思いまして、今勉強中で、なかなか皆さんのように聞いてすぐ、どうしたらいいか、対応まで読み切れないでおりますので、もう少し読んだり何かして勉強したいと思いますので、すみません、よろしくお願いいたします。

○鶴田副会長

このような委員もいらして、私はとてもいいなと思いました。というのは、私が一番心配しているのは、男女共同参画という言葉も浸透していないですよね。そういうところで苦情処理というのは、すごく遠いことだと思っているわけです。だから私の持論ですが、関心を持った人でも北区役所まで出かけないだろうと思っています。区役所の人たちはいつも毎日行っているから、気楽な場なわけです。でも私も何年も行っていなければ、本当に遠い場所なわけです。そういったところに苦情処理のために行かないと思います。ものすごく自覚的な人でなければ。

だから、このシステムは苦情処理をゼロにする方法だと思います。だって、王子近辺の人は行くかもしれませんが、赤羽の人は少し遠いと思うし、それでこの男女共同参画も知らない人がたくさんいるのだから、そこに行ってというのは、どうなのかなと思います。

だから、例えば「図書館でもこういう用紙がありますよ、この用紙に書けば、ファックスでも流せますよ」などになっていれば、苦情が上がると思います。

○田中課長

確かに男女共同参画自体を今後周知していくというのも、私どもの使命として考えているところでございますが、苦情解決委員会の性格といたしましては、その中で男女共同参画施策を推進をしていく上で、それを阻害すると思われるものに対する苦情ということでお受けをしたいと思っているというのが、繰り返しになりますが趣旨でございますので、裏を返しますと、男女共同参画施策を理解している方でないと、逆に苦情としてもお出しできないのではないかというところがありますから、非常に何か変な言い方ですけれども、まずは男女共同参画を周知・啓発をしていくのが、まず大前提ではないかというように、私どもは考えているところです。

ですから、今、苦情はないから、こういった阻害をするものが全くないんだという認識をしているわけでは全くございません。むしろ、その周知が足りないんだというように考えておりますので、それについて、一層こちらとしては努力をしていきたいというふうに考えているところです。

○鶴田副会長

もう少し言うと、阻害するというのは、２項だと思います。１は影響を及ぼす、だと思います。私は男女共同参画を浸透していく次に、ある程度進んだところに苦情処理という段階があるというのは違うと思います。例えば先ほどの眞庭委員の言ったように、「中学校では男女共同参画が、混合名簿が進んでいないみたいだ。でもこれ推進してもらいたいな」と思ったときに、それは気軽く言って、そのことが取り上げられていくことによって、男女共同参画を推進していくと思います。

だから、男女共同参画の推進と苦情処理は段階ではなく、並列だと思います。そうしたら、並列のときに、気軽く「こういうことも男女共同参画にかかわるのではないだろうか」、「影響しているのではないだろうか」と言えることが、車の両輪なのだと思います。でも今は片方の車を取っちゃっているようなものなので、少し極論を言うと、それはないのかなと思うのですが、皆さんどう思いますか。

苦情処理がどう生きるかによって、男女共同参画が死ぬか生きるかにもかかっているのではないかと思っています。両輪でしょう。だから片輪にさせてはいけないと思います。気楽に、ｅメール云々というわけではないですし、名前をきちんとするのももちろんですが、でもまずそこに行かなければ受け付けない、今のやり方にはちょっと受け入れられないのです。ファクスでも受け付けて、そこから苦情処理委員がその人に面談をしてということはあってもいいと思いますが。

皆さんがまあいいでしょうと、そのうち変えられるみたいだから。でもインターネットで見たら、やはり、北区に来て書くとなったら、これはだれも行かないわと、改めて思いました。

○池田委員

多分条例をつくるときの基本的な解決というので、この苦情処理委員会、大変重要な部分だと思うんですけれども、もう一方、日ごろ、日常感じているちょっとした疑

問をある程度周知してもらうというような形で、例えばそういう意見を受け付けるような窓口なり、ホームページなり、それをみんなに、ちょっとここがおかしいよ、男女共同参画のここがおかしいと思いますというものを、ばーんと、いろいろみんなから集めて出してもらうだけのところというのもあってもいいんじゃないかという気もするんですよ。そのうちのこれはやはり大事だというのは、苦情処理委員会が検討して、やはりやるというような、ちょっと二段構えぐらいで考えて、もっとこれが身近な男女共同参画苦情処理委員会の窓口というのが、やはり「スペースゆう」に日常、常時、午前中はやっていますとか、お昼休みやっていますという状態にまで持っていければ、本当はもっといいと思うんですけれども、そのぐらいのスタンスでとりあえずは必要じゃないかなと思うんですよね。

余り、彼岸の彼方で、本当にこれはちょっと、専門家じゃないとできないよというものになっても困っちゃうし、逆に安易に何でもかんでもお受けしますみたいな形では、実効が伴わないし、そこはやはりバランスを取る必要があるんで、ただ、今はこの男女共同参画の内容を知ってもらって、広く区民の意見なり事業者の意見を取り入れていくというスタンスをやはりある程度やっていく必要があるんで、そういうちょっと二段構えでできたらいいんじゃないかなと思うんですけれども。

○鶴田副会長

そこはどうですか、今、二段構えの意見が出たのですがいかがですか。

○田中課長

非常に貴重なご意見をいただきまして、今後のやり方としまして、先ほどから申し上げているような方法で受け付けをしていくということでやらせていただくんですが、やはりこの苦情の出し方については確かに工夫をしていかなければいけないと思っておりますので、今いただきましたようなご意見も踏まえて、解決といいますか、具体的にできるものについては進められればと思っております。

○根木委員

二段構えということになると思うんですけれども、実際に苦情解決の窓口に、何でもかんでもやはり行ってしまうというのは、非常に煩雑になってしまうと思うんですね。やはり、ここの「スペースゆう」だけではなくて、いろいろなところで日ごろ相談に乗る立場にいらっしゃる方がいるじゃないですか。民生委員さんもそうですし、そういった方々に、これは苦情解決委員会に申し立てた方がいいんじゃないかというアドバイスをしてくださる方をたくさんふやしていくというのがいいんじゃないかなと思いますけれども。

○相楽委員

それはとても大事なことですね。

○鶴田副会長

そうですね。民生委員の方にこういうのがありますよというのは、それは伝達できますか。

○田中課長

今のは本当に貴重なご意見だと思いますので、今後こちらの審議会にも民生委員の先生方にもご参加いただいておりますことですし、そういったことで、民生委員の先生方に対してもそういった促しといいますか、ご協力をしていただくというのは、非常に有効な方法ではないかという考えもいたすところです。

○鶴田副会長

そうですね。一番有効かもしれないですよね。

時間が少しオーバーしてますが、他にございますか。

○相楽委員

私たちもやはり、いろいろなご相談受けるんですけれども、やはりどこにどういうふうにしていったらいいかとか、それからかなりご自分でも考えて、こういうふうな方向で行った方がいいのかなと思いながら、もう一押ししてほしいというふうな、ご相談の中身とか、いろいろあるんですけれども、今、根木委員おっしゃったように、それから、やはりなるべく身近なところでそういうふうなことに直接かかわっていらっしゃる方々に、今のこの男女共同参画の苦情処理委員会の役割ということも知っていただいたりとか、それから「スペースゆう」も体制もできるだけやはり早く整えていただきたいなというふうに思いますし、今いろいろ子育てなんかでかかわっている、そういうふうなところ、例えば今、田草川部長さんいらっしゃいますから、部長さんのところでかかわっていらっしゃる、そういう子育て支援のかかわりの中での区のいろいろな窓口というか、機関のところでも、そうしたことをできるだけいろいろ、持っているいろいろな悩みとか苦情とかというようなことを、できるだけそういうところにつなげていくという役割をぜひ果たしていただけるといいんじゃないかなと思うし、それがさっきからおっしゃっているように、男女共同参画というものを、さらに意識を高めていただくことと、具体的に皆さんがぶつかっていることが、やはりこういうこととかかわっているんだということをよく知っていただく、理解していただくという点では、とても大事なことかなと、私も今、皆さんのお話を聞いていて思いましたので、ぜひよろしくお願いいたします。

○鶴田副会長

では苦情処理に関しては、当面、推進課でやるけれども、ここで受け付けられる可能性は探るということと、その二段構えの件については、例えば北区にもありますよね。「何でも言っていいですよ」みたいな窓口です。

○田中課長

広報の方で、そういった相談とかお受けしております。

○鶴田副会長

だからそこに、例えば男女共同参画についてもぜひ云々というふうなことを少しアピールすれば、可能ですよね。それから、民生委員の方に少しご協力いただくというのが、何か幅広くする上では、一番実効性があるかなというように思うので、ぜひその辺も探るという方向で行きたいと思います。

○荒木委員

今そういうご意見が出ましたので、本当にすばらしい意見だと思います。私ども単自民協で勉強会もありますので、そのとき会長さんなり呼んでいただいて、勉強会でもして、こういうものを啓蒙していきたいと思っていますので、よろしくお願いいたします。

○鶴田副会長

ありがとうございました。それから、最後の報告にありました、１周年記念の渡辺えり子さんの講演については、随分、地域スタッフ会議で、何度か検討した結果で、ここに来るまで大変なご努力があったと思います。それで、地域スタッフ会議の情報もここに流れていた方がいいかと思います。そのときになるべく地域スタッフ会議の方と、ここの「スペースゆう」の動きと両方、情報をいただいた方がいいと思いますので、情報をできるだけ流していただくということをお願いしたいと思います。

これで今日の議題は終わりですけれども次回は８月になります。８月のときは、１８年度の事業実績報告をいただくということになっていますので、先ほどのことを少し考慮して、どのように報告をいただくかという件は、いつごろに私たちに知らせていただけるのでしょうか。

○田中課長

先ほど申し上げましたように、調査といたしましては５月ないし６月ぐらいと考えておりますので、その前にこういった形での調査を行いたいということでお示しできればと思います。

○鶴田副会長

ではそれを待って、私たちがご意見を申し上げるということだと思います。８月に２０年度の方針を話し合うということでしたが、随分何か課題をもらったように感じています。例えばこれからどのように事業実績報告をするのか、してもらうのか。あるいは、審議会では全般的なことを承るのではなくて、もう少し重点的なものについて迫るような報告を受けなければいけないとか、あるいは、ジェンダー統計について、もし本格的にやっていくのならば、北区でかかわってくださるという方もおられるので、どうするのかとか。そういうことが出てきたので、８月でできるかという心配がありますが、今日は井上会長がいらっしゃらないので、会長ともご相談して、この開催を８月１回でいいのかどうかというのも含めて、事務局とも話し合って決め、皆さ

んに連絡したいと思いますので、そういうことでよろしいでしょうか。

（異議なし）

○鶴田副会長

では、１０分ほどオーバーしましたけれども、きょうの会議はこれで終わらせていただきます。

○田中課長

最後に少し補足といいますか、本日お配りした資料の中でご説明しなかったものが幾つかございますが、そのうちの東京都の方の基本計画の答申につきましてですが、これもホームページからのコピーで恐縮でございますが、ご参考までにごらんいただきたいと思います。と申しますのも、本日ご欠席ですが、武石委員と山田委員がこちらの審議会の方に委員として入っていらっしゃった関係がございます。本日いらっしゃればご説明もいただこうかと思っていたんですが、そういった形での都とのかかわりもございますので、今後、区としての都との連携も図っていきたいと思っているところでございます。

最後に部長の方から一言。

○田草川部長

大変ご熱心なご議論を本当にありがとうございました。途中、どのようになってしまうのかと心配なときに、必ず建設的な大変いい意見が出まして、こちらとしても何とか皆様のご意見を行政に具体化するために、一生懸命、これからも頑張りたいと思っております。

今年度がもう間もなくおしまいでございまして、来年度の区の体制がどうなるか、わかりませんけれども、仮に人が変わっても、行政のスタンスは変わりませんので、どうぞ来年度もよろしくお願い申し上げます。本当にきょうはありがとうございました。

○鶴田副会長

では、これで閉会ということにいたします。ありがとうございました。